

○

五 イ 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 發 競 行 争 の	四 發 行 方 法	三 二 一 用 振 の 法 發 號 名 稱 及 び 記	平 成 二 十 八 年 八 月 九 月 八 日 示 に 發 行 等 に 關 す る 省 令 第 二 百 六 十 六 号 。
も各 の申 か込 らみ その のう 応ち 募応 額募 を価 順格 次の 割高 りい	行參よと大に競争う札価振の以律社条九特へ利 「加るに臣行争入。」へ格替適下へ債第年別第付 と者発応がわ入札に以を機用一平、一法会二国 い・行募各れ札發によ下競関を振成株項律計十 う第へ限國るの行。」下競争は受替法十三年法 。」II以度債入募に日本銀行の振替に法律第十七 非下額市札入とい競争して行とと。」三十 価へを場でのい競争して行とと。」三十 格國定特あ決う競債め別つ定へ下入行とと。」三十 競債め別つ定へ下入行とと。」三十 争市る参てを及札わる。」三十 入場も加しひ価札特の者財た価格とる。そ規 札特の者財た価格とる。そ規	財務大臣 麻生 太郎 （物価運動・十年）	件等を次年八月八日より告示する。昭和五十七年大藏省令第260号。
	適そ拠記		条件等を次年八月八日より告示する。昭和五十七年大藏省令第260号。

十 一	九 八	七	六	
		口 イ	口 イ	
發	振額最	払	發	
發	替	低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	
行	額	入価・別債札格金	入価・別債札格行	
価	面	札格第參市發競金	札格第參市發競	
格	位	札格第參市發競Ⅱ加場行争額	札格第參市發競Ⅱ加場	
日	位	發競Ⅱ加場行争額	發競Ⅱ加場	
額平す額の振	十	五円四	額額	込募各當
面成るの記替	万	百千	面面	み限國て
金二。整載法	円	六百	金金	の度債る。
額十八數又の		六十	額額	應額市
百八倍は規		六十六	でで	募の場
円年の記定		億億	五百	額範特
に八月金録に		八八億	三百	を圍別
つき八月額はよ		千九	四十九	割内參
百日によ最振		四千	百九	りに加
四元る低替		五百	四十四億	当お者
円も額口		八百八	九十九億	ていご
二の面座		十万	億円	てと。
十と金簿		万円	万円	各の申応

十五

の経
払過
込利
み子

十
四
十
三
二

方額想額想發利
法の定定行
計元元日
算金金の率

払募面こ五りはび定表準基るには第三数数づ価規律統月期け各
込入金れ位算、償めさに準。額、五でをのき統定第計前及る利
金決額を未出財還るれ基改た面こ位除いう作計す五局のび想子
額定を四満さ務期日たづ定だ金れ未しうち成のる十が消償定支
にの乗捨のれ大限以場くがし額を満て。生すた基三統費還元払
加通じ五端る臣に降合消行、を四得以鮮るめ幹号計者期金期
え知て入数数がおのに費わ消乗捨下食全の統一法物限額及
、を得しがへ定け各は者れ費じ五端數同品国調計第へ価のはび
次受たたあ小める利、物、者て入じを消査で二平指属、償
のけ額もる数る想子財価改物得が小じ。除費のあ条成数す各還
算たとのと点方定支務指定価たがある數をく者結る第十へる利期
式者す。き以法元払大数後指額の点百總物果小四九總月子限
にはる。には下に金期臣がの数と。と以三合価に売項年務の支に
よ、額、第よ額及が公基のす。き下・指指基物に法省三払お

盤年錢
圓○
命・
盤一
○バ
譙盤セ
盤ント
×0.99704

り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 二 号 に
規 定 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と す る。

額面金額の総額×0.99704× $\frac{0.1}{100} \times \frac{151}{365}$

十六 初期利子と平成十九年九月に算出しえども、支払期を過ぎて支払はれぬときは、利息を算出し、支払を督促する。

平成二十八年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した支払期は、規定の銀行休業日に当たるとときは、以下の通り。
次号及び第十八号において規定する期日について同じ。)。

第十四号の規定により算出された × $\frac{0.1}{100}$ × $\frac{1}{2}$ 支払期における想定元金額

十七
後第ニ期以利子
払毎年三月とし、十各日及
払び期九月において、支

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期における想定元金額第十四号の規定により算出された× $\frac{0.1}{100}$ × $\frac{1}{2}$ 次の算出した金額を次支払う。

十九十八
償還期限
第十四号の規定により算出され
平成三十八年三月十日

平成三十八年三月十日
第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面金
額を下回る場合には、額面金

二十二 払込期日 平成二十八年八月八日 二十一 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
者 払場所 元利金支 日本銀行